

伊 勢 市 公 報

第 78 号
平成 21 年 2 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程	4
教育委員会訓令	
○ 伊勢市学校評議員運営規程の一部を改正する規程	6
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	8
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の休止の届出について	9
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	10
公 告	
○ 市営住宅の空家入居者の募集について	11
○ 犬の抑留について	14
○ 土地収用法第 26 条の 2 第 2 項の通知による図面の縦覧公告について	15
○ 犬の抑留について	16
○ 公示送達	17
○ 職権による住民票消除の公示について	18
○ 印鑑登録の職権抹消の公示について	19

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 1 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 1 号

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則

伊勢市事務分掌規則（平成 19 年伊勢市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条生活部の部に次のように加える。

定額給付金対策準備室 定額給付金係

第 6 条生活部の部に次のように加える。

定額給付金対策準備室

定額給付金係

(1) 定額給付金の総括に関すること。

第 23 条第 2 項の表地域振興課の項中第 19 号を第 20 号とし、第 18 号を第 19 号とし、第 17 号の次に次の 1 号を加える。

(18) 定額給付金に関すること。

附 則

この規則は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程を次

のように定める。

平成 21 年 1 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程
(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務決裁規程(平成 17 年伊勢市訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の表に次の 1 表を加える。

(6) 定額給付金対策準備室

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	室長	
1 定額給付金に関する こと。	特に重 要	重要	軽易	定例的か つ軽易	

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市文書管理規程(平成 17 年伊勢市訓令第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表合の項の次に次のように加える。

定準	生活部定額給付金対策準備室
----	---------------

附 則

この訓令は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

伊勢市学校評議員運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 1 月 21 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本國孝

伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市学校評議員運営規程の一部を改正する規程

伊勢市学校評議員運営規程（平成17年伊勢市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「1万2,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成21年1月16日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
291	本田設備	津市安濃町太田 1664 番地 62	平成21年1月14日

伊勢市上下水道事業告示第5号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の事業の休止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成21年1月21日

伊勢市長 森 下 隆 生

工事店名	所在地	休止年月日
晶設備	多気郡明和町大字上村1390番地2	平成21年1月15日

伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成21年1月23日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
199	本田設備	津市安濃町太田1664番地62	平成21年1月20日

伊勢市公告第3号

伊勢市営住宅管理条例(平成17年伊勢市条例第163号)第4条の規定により、空家入居者の募集を次のとおり行います。

平成21年1月16日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 受付の期間及び時間

平成21年2月2日(月)から同月12日(木)までの午前8時30分から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)ただし、2月2日(月)、2月9日(月)は午前8時30分から午後7時まで

2 受付場所

伊勢市都市整備部建築住宅課

3 募集戸数

6団地、11戸募集いたします。詳細は次のとおりです。

地名 (所在地)	※構造	建設 年度	部屋数	階	浴槽	給湯	トイレ	駐車場	募集 戸数	単身 入居
大湊団地 (大湊町)	PC 2階建	S48年	2DK	1階	無	無	水洗	団地 管理	1戸	○
	PC 3階建		3DK	1階					1戸	
			2階	1戸					×	
			3階	1戸						
黒瀬第3団地 (黒瀬町)	PC 2階建	S60年	3DK	1階	無	無	くみ取	1台 (有料)	1戸	×
西豊浜団地 (西豊浜町)	PC 3階建	S51年	3DK	2階	無	無	水洗	1台 (有料)	1戸	×
		S52年							1戸	
	PC 2階建	S53年	2DK	1階					1戸	○
栗野団地 (栗野町)	PC 2階建	S44年	2DK	1階	無	無	くみ取	無	1戸	○
朝熊第2団地 (朝熊町)	PC 平屋建	S52年	3K	1階	無	無	くみ取	無	1戸	○
五十鈴川団地 (二見町西)	PC 2階建	S59年	3DK	1階	無	無	水洗	無	1戸	×

※ PC…プレキャストコンクリート RC…鉄筋コンクリート

4 入居申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所を有すること。
- (2) 現に住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする者で、夫婦（事実上婚姻関係にある者及び婚約中の者で入居契約時に婚姻の届出をして入居できる者を含む。）又は親子を主体として独立の生計を営み、申請人を含む家族数が2人以上であること。ただし、身体障がい者等は単身入居できる。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第5項に規定する基準の収入を超えないこと。
- (6) 本人又は同居しようとする親族が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

5 入居者の決定

市営住宅入居者選考委員会で入居資格適格者となった者について、公開抽選を行い、入居者を決定します。

なお、公開抽選は、申込者数がそれぞれの空家数を上回った場合に行いません。

- (1) 日時 平成21年2月21日（土） 午後2時00分より
- (2) 場所 ハートプラザみその 多目的ホール

6 住宅への入居

入居決定後、10日以内に所定の手続きを行い、入居していただきます。

なお、10日以内に所定の手続きをしないときは、入居の決定を取り消します。

7 申込方法

伊勢市都市整備部建築住宅課で伊勢市営住宅入居申込用紙を受け、必要事項を記入の上、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付し、申込みをしてください。

なお、申込みは、希望する住宅を指定していただきます。

8 その他

詳細については、伊勢市都市整備部建築住宅課住宅係（TEL0596-21-5596・

5597) へ問い合わせてください。

伊勢市公告第 4 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 1 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市前山町	雑種	黒茶	雄	中	91 日以上	

2 抑留した日 平成 21 年 1 月 18 日

3 抑留期限 平成 21 年 1 月 23 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 5 号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第26条の 2 第 1 項の規定により、国土交通省中部地方整備局長から事業認定の通知を受けたので、同条第 2 項の規定により、当該起業地を表示する図面を公衆の縦覧に供します。

平成21年 1 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 起業者の名称

三重県

2 事業の種類

三重県伊勢庁舎建設事業

3 縦覧場所

伊勢市総務部総務課

4 縦覧期間

事業の認定が効力を失う日又は土地収用法第30条の 2 において準用する同法第30条第 2 項若しくは第 3 項の規定による通知を受ける日まで

5 問い合わせ先

伊勢市総務部総務課 電話 0596-21-5520

伊勢市公告第6号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年1月20日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市神田久志本町	雑種	白	雌	中	91日以上	

2 抑留した日 平成21年1月19日

3 抑留期限 平成21年1月23日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第7号

公 示 送 達

下記の者の平成20年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、財務政策部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成21年1月26日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	219071-8	下村 忠一
2	219072-6	下村 政己 外1名
3	255936-0	早川 すゑの
4	258034-9	内藤 勝男
5	227417-4	倉木 義行

伊勢市公告第 8 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定により、次の者の住民票を職権で消除しましたので、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公告します。

平成 21 年 1 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 職権消除年月日

平成 21 年 1 月 19 日

2 職権消除対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名
三重県伊勢市勢田町 949 番地 120	川 北 成 彦

伊勢市公告第9号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）第13条第1項第4号の規定に基づき、次の者の印鑑登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成21年1月26日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抹消年月日

平成21年1月19日

2 抹消対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名	印鑑登録番号
三重県伊勢市勢田町949番地120	川 北 成 彦	3 3 6 2 2 7